

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第 4 条 事務本部に、別表 1 左欄に掲げる部及び総長室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第 1 項の部に次長を置くことができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第 1 0 条 事務本部に置く部の部長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部の事務を掌理し、共通事務部の部長は、別表 2 第 3 欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。<u>ただし、総長室長は、総長の監督の下に室の事務を掌理する。</u></p> <p>2 ~ 9 (略)</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p> <p>第 1 1 条 事務本部に置く総長室、課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>(中 略)</p> <p>附 則 (平成 2 5 年達示第 9 号)</p> <p>1 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条を削除する規定中第 1 4 項を削除する規定は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正後の第 8 条の規定は、<u>平成 2 7 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(事務本部)</p> <p>第 4 条 事務本部に、別表 1 左欄に掲げる部を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p style="text-align: center;">} (同 左)</p> <p>(職責)</p> <p>第 1 0 条 事務本部に置く部の部長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部の事務を掌理し、共通事務部の部長は、別表 2 第 3 欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2 ~ 9 (同 左)</p> <p>(事務本部の所掌事務等)</p> <p>第 1 1 条 事務本部に置く課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。</p> <p>附 則 (平成 2 5 年達示第 9 号)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 改正後の第 8 条の規定は、<u>平成 2 8 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>

改正前		改正後	
別表1（第4条関係）		別表1（第4条関係）	
部・室	課・室	部	課・室
総務部	総務課 企画課 事務改革推進室 人事課 法務・コンプライアンス課	総務部	総務課 法務・コンプライアンス課 事務改革推進室 人事課 総長室 渉外課
渉外部	渉外企画課 広報・社会連携推進室		
財務部	財務課 監理課 経理課	企画・情報部	企画課 広報課 国際企画課 情報推進課 情報基盤課
施設部	施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課		(同左)
情報部	情報推進課 情報基盤課	施設部	施設企画課 環境安全保健課 整備課 管理課 プロパティ運用課
学務部	学生課 教務企画課 入試企画課	教育推進・学生支援部	学生課 厚生課 教務企画課 国際教育交流課 入試企画課
研究国際部	研究推進課 産官学連携課 国際企画課 国際学生交流課	研究推進部	研究推進課 産官学連携課
総長室	—		

改正前				
別表2（第5条及び第6条関係）				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(略)				
吉田南構内共通事務部	総務課 経理課 教務課	(略)		
		国際高等教育院		
(略)				
南西地区共通事務部	総務課 管理課 経理課	(略)		
		iPS細胞研究所	iPS細胞研究所事務部	
北部構内事務部	(略)			
(略)				

別表3（第8条関係）			
1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
総務部	報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。	報道担当課長	総務部長
	事務組織改革に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。	事務組織改革担当課長	
	職員の労務管理に係る事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課労務管理室長	

改正後				
別表2（第5条及び第6条関係）				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(同左)				
吉田南構内共通事務部	総務課 経理課	(同左)		
		国際高等教育院	国際高等教育院事務部	
(同左)				
南西地区共通事務部	総務課 管理課 経理課	(同左)		
		iPS細胞研究所	iPS細胞研究所事務部	
		研究連携基盤	研究連携基盤事務室	
北部構内事務部	(同左)			
(同左)				

別表3（第8条関係）			
1 事務組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
総務部	報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。	報道担当課長	総務部長
	監査に係る事務について、総務部長を助け、及び整理すること。	監査室担当課長	
	個人情報保護及び情報公開に係る事務に関し、法務・コンプライアンス課長を助け、及び管理すること。	法務・コンプライアンス課個人情報保護・情報公開室長	
			総務部人事課長

改正前				改正後			
	医学研究科及び医学部附属病院に係る人事事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課医学・病院人事事務室長			医学研究科及び医学部附属病院に係る人事事務に関し、人事課長を助け、及び管理すること。	人事課医学・病院人事事務室長	
学務部	学生の課外活動及び厚生事業に係る事務について、学務部長を助け、及び整理すること。	課外活動・厚生担当課長	学務部長	企画・情報部	大学評価及び中期目標・計画に係る事務に関し、企画課長を助け、及び管理すること。	企画課IR推進室長	企画・情報部 企画課長
研究国際部	国際交流の推進に係る事務に関し、国際企画課長を助け、及び整理すること。	国際企画課国際交流推進室長	研究国際部 国際企画課長		国際交流の推進に係る事務に関し、国際企画課長を助け、及び整理すること。	国際企画課国際交流推進室長	企画・情報部 国際企画課長
総長室	総長の行う業務に関し、必要な企画立案、連絡調整その他の支援を行うこと。	総長室担当部長 総長室担当課長	総長				
(略)				(同左)			
附属図書館事務部	附属図書館の業務の実施に関し、関連部署との円滑な連絡調整を図ること。	連絡調整担当部長	附属図書館事務部長	物質細胞統合システム拠点	物質細胞統合システム拠点に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	物質細胞統合システム拠点担当部長	物質細胞統合システム拠点事務部門長

別表4（第14条関係）

部局	事務組織
学生総合支援センター	学務部学生課
(略)	
学際融合教育研究推進センター	総務部企画課
学術情報メディアセンター	情報部情報推進課
(略)	
白眉センター	研究国際部研究推進課

別表4（第14条関係）

部局	事務組織
学生総合支援センター	教育推進・学生支援部学生課
(同左)	
学際融合教育研究推進センター	企画・情報部企画課
学術情報メディアセンター	企画・情報部情報推進課
(同左)	
白眉センター	研究推進部研究推進課